

株式会社三十三銀行が実施する 株式会社イヴに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社三十三銀行が実施する株式会社イヴに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2024年9月30日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社イヴに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社三十三銀行

評価者：株式会社三十三総研

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、三十三銀行が株式会社イヴ（「イヴ」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社三十三総研による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。三十三銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、三十三総研と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、三十三銀行及び三十三総研にそれを提示している。なお、三十三銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目

- 的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

三十三銀行及び三十三総研は、本ファイナンスを通じ、イヴの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピックおよび SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、イヴがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

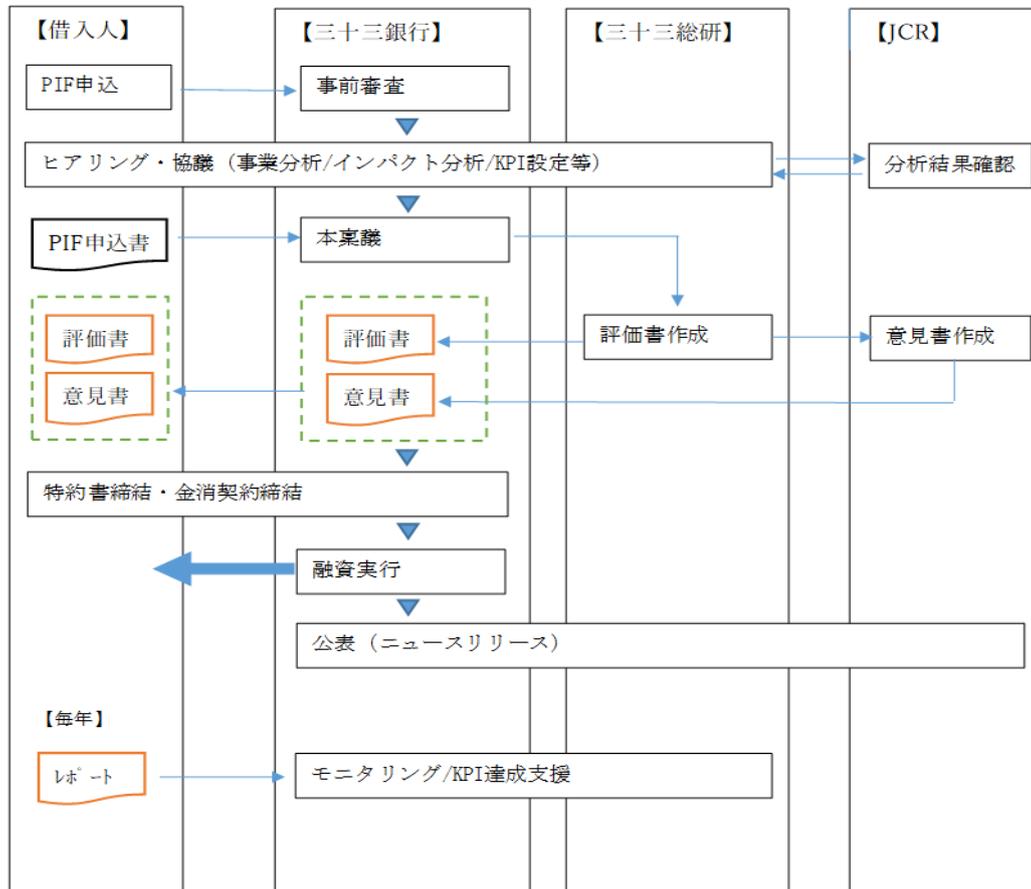
PIF 原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、三十三銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 三十三銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(出所：三十三銀行提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、三十三銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、三十三銀行からの委託を受けて、三十三総研が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・ 本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・ インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・ 借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て三十三総研が作成した評価書を通して銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、三十三総研が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるイヴから貸付人である三十三銀行及び評価者である三十三総研に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評

価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等を行います。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)



JCR Sustainable
PIF for SMEs

■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業: 株式会社イヴ

2024年9月30日
株式会社三十三総研

三十三総研は、三十三銀行が、株式会社イヴに対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたって、株式会社イヴの活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響およびネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則ったうえで、中小企業^{※1} に対するファイナンスに適用しています。

※1IFC(国際金融公社)または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

目次

1. 評価対象の概要.....	2
2. 株式会社イヴの概要.....	2
2-1. 基本情報	
2-2. 経営理念	
2-3. 事業内容	
3. サステナビリティに関する活動.....	7
4. 包括的インパクト分析.....	11
4-1. 包括的インパクト	
4-2. 包括的分析に伴う追加項目・削除項目	
5. KPI(重要業績評価指標)とSDGsとの関連性.....	14
5-1. KPI 設定項目	
5-2. KPI 非設定項目	
6. サステナビリティ管理体制.....	19
7. モニタリング.....	19
8. 総合評価.....	19

1. 評価対象の概要

企業名	株式会社イヴ
借入金額	60,000,000 円
資金使途	運転資金
契約日及び返済期限	2024 年9月 30 日 ~ 2031 年9月 25 日(7年間)

2. 株式会社イヴの概要

2-1. 基本情報

本社所在地	愛知県名古屋市西区平出町 245 番地
代表者	本田 拓也
従業員数	20 名(2024 年6月現在、上海、ソウル支店を含む)
資本金	20 百万円
業種	食料品輸入事業、インバウンド・アウトバウンド事業、トレンド雑貨事業等
実用新案特許登録商品	チタンアクセサリー 特許登録 第 3091938 号 チタン(ウオッチ) 特許登録 第 3094749 号 チタン携帯ホルダー 特許登録 第 3094491 号 ゲルマリンプレス 特許登録 第 3094490 号 イヤークォーマー 特許登録 第 3095249 号 チタンサポーター 特許登録 第 2004173 号 他 26 商品
保有資格	古物商承認:愛知県公安委員会許可 第 541040602800 号
沿革	1975 年 資本金 300 万円にて設立、本社事務所を名古屋市西区に設置 アクセサリー全般の製造卸販売を開始 1992 年 資本金 1,000 万円に増資、取扱品目に小物生活雑貨を増

	<p>やす</p> <p>関東、関西、中部地域を中心に全国ネットの販路拡大</p> <p>1995年 品質管理センター(QCセンター)を開設</p> <p>1999年 韓国(ソウル支店)を開設</p> <p>2000年 自社サイトによる企業PR、カタログを含めたインターネット 掲示の開始</p> <p>2002年 EVE 物流センターを開設</p> <p>2003年 楽天市場、Yahoo ショッピングによるPRを含めたインター ネット販売の開始</p> <p>中国(上海支店)を開設</p> <p>ベルト、ハット、マフラー、手袋を含む服飾小物の輸入を開 始</p> <p>2004年 「チタン」、「ゲルマニウム」などの鉱石を使用した健康サポ ートギアを開発</p> <p>海外事業部 海外輸出を開始</p> <p>2005年 企業向けOEM生産を開始</p> <p>2006年 EVE 物流センター2拠点目を開設</p> <p>販売方法の拡大:量販店へ直接卸業を開始</p> <p>2009年 香港企業とパートナーシップ提携</p> <p>2011年 台湾企業とパートナーシップ提携</p> <p>2013年 米国ニューヨーク企業とパートナーシップ提携</p> <p>2015年 インバウンド事業開始</p> <p>2021年 食品輸入事業開始</p>
海外拠点	<p>上海支店 SHANGHAI EVE(中国名 億富有限公司)</p> <p>ソウル支店 SEOUL EVE</p>

2-2. 経営理念

「人々の生活も心も豊かにしたい」

株式会社イヴは人々の暮らしに関わる様々な商品を提供するため、「真のサステナビリティ」を理念に包括的にビジネスを展開します。



2-3. 事業内容

株式会社イヴ(以下、同社)は、プロテインやピーナッツバターなどの健康食品や福井県小浜市の塗り箸、岐阜県関市の刃物といった伝統工芸品などを取り扱う卸売業者である。販売先は関東や東海地方に本社を置く小売業者が中心で、取扱商品の6割程度はプロテインなどの健康食品、3割程度を訪日外国人向けの伝統工芸品を取り扱っている。

具体的な事業内容については以下の通り。

食品輸入事業

食を「衣食住」の中で最も大切な部分と考えており、「口にするものだから、体にも心にも良いものを摂取したい」、「食べることから得られる幸せは周りも幸せにする」という人々の思いを叶えることを重視している。同社は人々の生活に欠かすことのできない栄養素であるたんぱく質を入り口に、海外から様々な商品を輸入し、人々が手軽に良質な栄養素を摂取できる環境を整えている。



同社 HP より

【取扱商品】

(1) プロテイン

株式会社富士経済の「タンパク補給食品国内市場調査」によると、たんぱく補給食品の市場規模は 2023 年で 2,580 億円と 2013 年の 623 億円から安定的に成長を続けている。たんぱく質は爪や髪の毛など人々の体を形成する栄養素であり、日常の食事からでは十分な量を摂取できないことが多い。良質で手軽に購入できる価格帯のプロテインを販売することで人々の必要なたんぱく質の摂取量確保に貢献している。



プロテイン

(2) ピーナッツバター

ピーナッツバターは、たんぱく質のみならず、食物繊維、不飽和脂肪酸^{※2}、マグネシウムなど人々の体に必要な栄養素が豊富に含むことからアメリカでは伝統的な食品として人気の食品で、最近では、健康志向の高まりを背景に栄養素が豊富かつ美味しい食品として、世界的に需要が拡大しており、市場規模は年々拡大傾向にある。健康的かつ美味しい食品であるピーナッツバターを普及させることで人々の健康促進に貢献している。



ピーナッツバター

※2: 脂肪の構成要素である脂肪酸のうち、植物や魚の脂に多く含まれるもの。体内で合成できないため、摂取する必要がある必須脂肪酸はこれに含まれる。

(3) レンズ豆

レンズ豆は、たんぱく質が豊富に含まれていることはもちろん、鉄分量が大豆の 1.3 倍であるほか、ビタミンBや食物繊維など様々な栄養素を含んでいる万能食品である。日本ではなじみのないレンズ豆の販売を促進することで不足がちな栄養素を摂取しやすい環境を整えている。



レンズ豆

インバウンド・アウトバウンド事業

福井県小浜市の塗り箸、岡山県倉敷市のジーンズ小物、岐阜県関市の刃物など日本には数多くの伝統工芸品があり、他国には真似できない伝統と歴史が築かれてきた。しかし、最近では生活様式の変化や海外の低価格商品の流入に伴い、伝統工芸品の需要が減少している。そのような中、訪日外国人客の増加や体験型ツアー需要の高まりなどを背景に伝統工芸品を含めた地域資源を活用するなど地域外からの消費需要を取り込む動きが増加しつつある。

同社は、首都圏のコンビニや羽田空港近辺のホテルなど訪日外国人が多く訪れる場所に伝統工芸品を卸すことで、新規需要の増加に貢献しているほか、食品サンプルの作成体験など訪日外国人を中心に需要が高まっている体験型観光への企画も推進している。



若狭塗



関刃物

トレンド雑貨事業

TV等によるマスメーケティングやSNSを通じて、人々は日頃から多くの情報に触れており、トレンドとなる商品も日々変化している。

同社では、「電波に乗っているトレンド商品をいち早く二番手につける」と「日本では誰も販売していない商品を初販売する」を選定基準に、流行に合わせた商品を数多く取り扱っている。

また、日本では服飾はヨーロッパ発、雑貨はアメリカ発の商品が関心を集めやすい傾向にあることから、ニューヨークや香港などアメリカの商品情報を早く集約している地域のトレンド情報は常に把握できるような態勢を整えており、具体的にはニューヨークに拠点を置くデザインカンパニー「modko」がデザインした猫用のトイレ「モッドキャット・リターボックス」など海外の人気商品を取り扱っている。



同社HPより



モッドキャット・リターボックス

3. サステナビリティに関する活動

【良質な栄養素の普及促進】

昨今、健康志向の高まりやフィットネスブームの影響を受けてプロテイン市場が拡大している。プロテインとはたんぱく質を意味しており、他の栄養素から体内で合成することができないため、必ず摂取しなければならない必須栄養素である。たんぱく質の不足は、筋力の衰えや髪や爪などの不調を招くことから、たんぱく質は多くの人々が日常から摂取する栄養素として注目されており、最近ではたんぱく質を補給するためのプロテインがアスリートやボディービルダーの栄養補給を行う従来の位置づけから、誰もが生活する上で必要不可欠な栄養素を定期的に摂取する位置づけに変わりつつある。

同社では、そのようなたんぱく質の有効性に着目し、プロテインを普及させることで多くの人々の健康的な生活の支援を行いたいという思いからプロテインの取り扱いを開始した。現在の主な卸先であるドン・キホーテなどの小売店での販売を通じて良質なプロテインを多くの人々が安価で手軽に摂取できる環境を整える役割を果たしており、プロテインの市場規模は年々拡大していることから、今後もさらなる普及を推進していく方針である。



店舗に陳列した同社の商品

【日本文化の伝統継承への貢献】

伝統工芸品とは、一般的に、古くから日常生活の用に供され、手工業により製造されるものを指している。その数は約 1,400 種類あるとも言われており、織物、染色品、和紙、陶磁器、漆器など多種多様な種類が存在する。

伝統工芸品は古くから人々の生活に欠かせないものとして多くの人々に利用されてきたものの、大量生産、大量消費の流れを受けた価格、量産性の面における競争を通じたシェアの低下、

産業の重化学工業化に伴う労働力の他事業への流出による労働力不足、人々の生活意識の変化などを背景に伝統的なものが受け継がれにくくなってきている。一方、最近では「和」の暮らしや「ものづくり」に対する再評価、欧米における「和」の生活様式に対する関心の高まりなどを背景に伝統工芸品へ注目が集まっている。

同社は伝統工芸品が衰退の危機に瀕していることに危機感を持っており、訪日外国人向けの販売に注力している。具体的には、職人から仕入れた商品を訪日外国人が多く集まる首都圏のコンビニや空港、宿泊施設などに卸すことで商品が目につけやすい環境を作ると同時に、適切な価格での販売を通じて、職人に適切な賃金が支払われる仕組みを作り、伝統工芸品が後世に受け継がれる架け橋となる役目を果たしている。

【地元雇用の創出】

同社は、不定期ではあるものの、本社を構える名古屋市で採用活動を行うことで地元の雇用創出に貢献している。今後は定期的な雇用の創出を検討しており、地元の雇用創出のために毎年本社のある名古屋市周辺で2名以上の雇用を行っていく方針である。今後も事業拡大を行う予定であることから、若手従業員を積極的に採用し、スキルを磨き上げることで、サービス及び経営体制の強化を進めている。

【適切な賃金の支給】

物価上昇や人手不足などを背景に全国的に賃上げへの動きが広がっている。同社では適切な賃金の支給はもちろん、資格を持つ従業員への手当の支給を検討しており、具体的には、薬剤関連などの業務に関する専門資格を持つ従業員への手当の支給などの取り組みを推進していく計画である。

【ダイバーシティ経営の推進】

内閣府によると、生産年齢人口が減少するなか、社会全体で女性や高齢者、障がい者の活躍の機運を醸成し、多様性を確保していくことは全ての人々が自らの個性と能力を最大限に発揮できる社会の実現のために不可欠であると考えられており、ダイバーシティ経営の推進は、今後の日本にとって重要な取り組みの一つである。そのような課題解決への取り組みとして、同社では、以下の高齢者雇用の促進、障がい者雇用の促進、女性管理職数の増加に注力している。

(1) 高齢者雇用の促進

定年を定めておらず、希望があれば60歳以上でも雇用を継続するなど高齢者雇用にも取り組んでいる。(2024年6月現在で60歳以上の従業員1名)

また、今後はシルバー人材の採用にも積極的に取り組んでいく予定である。

(2) 障がい者雇用の促進

近隣の施設での袋詰め作業などに従事する障がい者を間接的に雇用しており、今後は自社で

の障がい者の直接雇用も検討することで、障がい者雇用にも注力していく方針である。

(3) 女性管理職数の増加

ダイバーシティ経営の推進の観点から女性管理職の増加にも力を入れており、今後は会社全体で女性活躍の機運を醸成し、女性が活躍できる環境を整えることで女性の活躍できる環境を増やしていく考えである。

【ワークライフバランスの推進】

(1) 有給休暇の取得促進

ワークライフバランスの実現に向けて、有給休暇の取得促進に取り組んでいる。2023年の有給休暇取得実績は10日と法定の年間5日間の有給休暇の2倍程度を全従業員が取得しており、今後は追加の有給休暇の取得促進も図ることで年間の有給休暇取得実績を2031年までに20日に増加させる予定である。

(2) 時間外労働時間の削減

ノー残業デーの設定や業務プロセスの見直し、時間外労働を行う可能性のある営業職へのフレックスタイム制導入などを行うことで、2023年の一人当たり月平均時間外労働時間は0時間であり、今後も徹底した管理職への教育と人員配置の見直しによる業務負荷量の調整に取り組むことで時間外労働時間0時間を継続する見込みである。

(3) 育児休暇、介護休暇の取得促進

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするための柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化などを目的に育児介護休業法が改正されるなど、柔軟な働き方を推進する動きが広まりつつある。

同社では、育児、介護休暇の取得希望者には積極的に取得を推進することで、従業員のワークライフバランスの実現に貢献していく方針である。

【GHG 排出量削減に向けた取り組み】

(1) 電動フォークリフトの導入

ガソリンを動力とするフォークリフトから電動フォークリフトへ切り替えることで、大気汚染の抑制、GHG(温室効果ガス)排出量の削減に貢献しており、今後も電動フォークリフトへ順次切り替えを進めていくことでGHG排出量の削減に貢献していく計画である。



同社が導入した電動フォークリフト

(2)環境に配慮した運送会社への輸送委託

同社は環境配慮を行う運送会社(佐川急便株式会社、西濃運輸株式会社)に発注することで、間接的に環境に配慮した取組を実施している。佐川急便、西濃運輸は、輸送ルート効率化システムや一般的なディーゼル車より燃費が良く、排気ガスの排出量の少ないハイブリッド車の導入、エコタイヤの装着、エコドライブの実施など環境に配慮した取り組みを積極的に行っている。



佐川急便のハイブリッドトラック

(3)HV・EVの導入

現在、所有する営業車両のHV・EV台数は全4台中1台のみであるが、今後車両の入れ替えや新規購入に際しては環境に配慮した車両の導入を検討し、2029年までに営業車両のHV・EV台数を5台に増加させる計画である。

【廃棄物の削減】

プラスチックごみ問題、気候変動問題等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促す重要性が高まっており、同社では商品の包装に使用するラップの使用量を削減するとともに、使用したラップを緩衝材として再利用するなど、廃棄物の削減に努めている。

また、今後はプロテインのパッケージを土に還る素材へ変更することで廃棄物の削減に貢献する方針である。



土に還るパッケージの商品

4. 包括的インパクト分析

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、同社について三十三総研が定めるインパクト評価の手続きを実施した。UNEP FI コーポレートインパクト評価ツール及び事業内容を踏まえて特定した同社の包括的インパクトは以下の通り。各インパクトエリア内に該当したインパクトトピックの事業ごとの内訳は別表の通り。

4-1. 包括的インパクト

◆国際標準産業分類に基づき整理した全業種 4630 食料品、飲料、たばこ卸売業 4649 その他の家庭用品卸売業			デフォルト (全業種合算)		修正項目		包括(全体)	
					追加○ 削除×		ポジティブ	ネガティブ
インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の 安全保障	紛争						
		現代奴隷						
		児童労働						
		データプライバシー						
		自然災害						
	健康および安全性			●	○		●	●
	資源とサービスの 入手可能性、 アクセス可能性、 手ごろさ、品質	水						
		食料	●	●		×	●	
		エネルギー						
		住居						
		健康と衛生	●		×			
		教育						
		移動手段						
		情報						
コネクティビティ					○	●		
文化と伝統								
ファイナンス								
生計	雇用	●				●		
	賃金	●				●		
	社会的保護		●				●	
平等と正義	ジェンダー平等				○		●	
	民族・人種平等						●	
	年齢差別				○		●	
	その他の社会的弱者				○		●	
社会経済	強固な制度・ 平和・安定	法の支配						
		市民的自由						
	健全な経済	セクターの多様性						
		零細・中小企業の繁栄	●				●	
インフラ								
経済収束								
環境	気候の安定性			●			●	
	生物多様性と 生態系	水域		●		×		●
		大気		●				●
		土壌						
		生物種		●		×		
		生息地		●		×		
サーキュラリティ	資源強度							
	廃棄物		●				●	

(別表)

◆国際標準産業分類に基づき整理した全業種 4630 食料品 飲料 たばこ卸売業 4649 その他の家庭用品卸売業			4630 食料品 飲料 たばこ卸売業		4649 その他の家庭用品卸売業		デフォルト (全業種合算)	
			メイン業種		サブ業種①			
インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトピック	ポジ タイプ	ネガ タイプ	ポジ タイプ	ネガ タイプ	ポジ タイプ	ネガ タイプ
社会	人格と人の 安全保障	紛争						
		現代奴隷						
		児童労働						
		データプライバシー						
		自然災害						
	健康および安全性			●		●		●
	資源とサービスの 入手可能性、 アクセス可能性、 手ごろさ、品質	水						
		食料	●	●			●	●
		エネルギー						
		住居						
		健康と衛生			●		●	
		教育						
		移動手段						
		情報						
		コネクティビティ						
	文化と伝統							
	ファイナンス							
生計	雇用	●		●		●		
	賃金	●		●		●		
	社会的保護		●		●		●	
平等と正義	ジェンダー平等							
	民族・人種平等							
	年齢差別							
	その他の社会的弱者							
社会経済	強固な制度・ 平和・安定	法の支配						
		市民的自由						
	健全な経済	セクターの多様性						
		零細・中小企業の繁栄	●		●		●	
インフラ								
経済収束								
環境	気候の安定性			●		●		●
	生物多様性と 生態系	水域		●		●		●
		大気		●		●		●
		土壌						
		生物種		●		●		●
		生息地		●		●		●
	サーキュラリティ	資源強度						
廃棄物			●		●		●	

4-2. 包括的分析に伴う追加項目・削除項目

追加/削除		インパクト カテゴリー	インパクト エリア	インパクト トピック	追加・削除理由
追加	ポジティブ・ インパクト	社会	健康および安全性		健康に配慮した商品を取り扱っており、人々の健康に資する事業を行っているため。
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質		文化と伝統	伝統工芸品の販売促進を通じて、伝統的な日本の文化保護、伝統普及に貢献しているため。	
	ネガティブ・ インパクト	社会	平等と正義	ジェンダー平等	女性管理職数の増加を通じて、女性と男性の権利、責任、機会が平等に扱われる体制構築を目指しているため。
				年齢差別 その他の社会的弱者	高齢者と障がい者雇用の促進を通じて、高齢者や障がい者の権利、責任、機会が平等に扱われる体制構築を目指しているため。
削除	ポジティブ・ インパクト	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	健康と衛生	医療アクセスへの向上に資する事業ではないため。
	ネガティブ・ インパクト	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	食料	取り扱う食品はプロテインやレンズ豆など健康に配慮したものであり、不健康な食生活の一因となるものは含まれていないと判断したため。
		環境	生物多様性と生態系	水域 生物種 生息地	事業に必要な輸送に関しては、環境に配慮した取り組みを行っている事業者へ委託していることに加え、事業が水域や生物種、生息地への悪影響をもたらしなため。

5. KPI(重要業績評価指標)とSDGsとの関連性

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本ファイナンスにおける特定のサステナビリティに関する活動(以下、特定活動)について、以下の通り KPI を設定する。また同活動とポジティブ・インパクト(以下、PI)・ネガティブ・インパクト(以下、NI)の関連性、SDGs(ターゲット)の関連性を記載する。(KPI を設定しない項目を含む)

5-1.KPI 設定項目

特定活動	良質な栄養素の普及促進		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PIの強化	社会	食料、健康および安全性
KPI	・2031 年6月期までにたんぱく質などの体を構成する栄養素を手軽に摂取できる商品の売上高を 1,200 百万円まで増加させる。(2024 年6月期:570 百万円)		
取組 施策等	長年の取引実績からドン・キホーテなどの大型小売店への販売網を有していることに加え、独自の商品の目利き力と仕入れ力を強みに、市場ニーズに応じた品質の高い製品を提供していくとともに、日々変化するニーズの変化にも柔軟に対応することで売上増加を図っていく。		
関連する SDGs	2.1 2030 年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。		

特定活動	日本文化の伝統継承への貢献		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PIの強化	社会、社会経済	文化と伝統、零細・中小企業の繁栄

KPI	・2031年6月期までに日本の伝統工芸品関連商品の売上高を330百万円まで増加させる。(2024年6月期:180百万円)	
取組 施策等	訪日外国人数は増加傾向を維持しており、今後もインバウンド市場の成長が期待できることから、伝統工芸品を製作する職人から仕入れた商品を訪日外国人が多く集まる場所へ卸し、商品が目に触れやすい環境を作ることで、商品の流通量の増加に貢献していく。また、適切な価格での販売を通じて、職人に適切な賃金が支払われる仕組みを作り、伝統工芸品が後世に受け継がれる架け橋となる役目を果たしていく。	
関連する SDGs	8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	

特定活動	地元雇用の創出		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PIの強化	社会	雇用
KPI	・2031年6月期まで毎年地元出身者の雇用に2名以上行う。(2024年6月期:2人)		
取組 施策等	地域に根付く企業として事業拠点を中心とした地元の雇用に創出する役目を果たすため、毎年2名以上の採用を行っている。今後も事業拡大を行う方針であることから、若手従業員を積極的に採用し、スキルを磨き上げることでサービス及び経営体制の強化を進めていく。		
関連する SDGs	8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。 8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。		

特定活動	女性管理職数の増加		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NIの低減	社会	ジェンダー平等
KPI	・2031年6月期までに女性管理職数を5名まで増加させる。(2024年6月時点:0人)		
取組 施策等	現在の女性管理職数は0名であるものの、生産年齢人口が減少するなか、女性の活躍推進が重要とされており、女性の活躍を推進することは今後の重要な課題だと考えている。今後は会社全体で女性活躍の機運を醸成し、女性が活躍で		

	きる環境を整えることでダイバーシティ経営を推進していく。	
関連する SDGs	5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	

特定活動	有給休暇の取得促進 時間外労働時間の削減		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NIの低減	社会	健康および安全性
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・2031年6月期までに一人当たり年平均有給休暇取得日数を20日まで増加させる。(2023年実績:10日) ・2031年6月期まで時間外労働時間0時間を維持する。(2023年実績:0時間) 		
取組 施策等	ワークライフバランスの観点から有給休暇の取得推進に注力しており、現状の有給休暇日数に加えて、追加の有給休暇の取得促進を図ることで年間の有給休暇取得日数を増加させていく。また、時間外労働時間の削減にも注力しており、時間外労働時間は0時間を達成している。今後もノー残業デーの設定や業務プロセスの見直し、時間外労働時間を行う可能性のある営業職へのフレックスタイム利用促進などを行うことで時間外労働時間0時間を維持していく。		
関連する SDGs	3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	 

特定活動	HV・EVの導入		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NIの低減	環境	気候の安定性、大気
KPI	・HV・EV保有台数を5台まで増加させる。(2024年7月時点:HV・EV保有台数1台)		
取組 施策等	今後車両の入れ替えに際しては環境に配慮した車両を優先的に導入することで、営業車両のHV・EV台数を増加させていく。		
関連する SDGs	11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。		

特定活動	廃棄物の削減		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
		NIの低減	環境
KPI	・2031年までに土に還る素材を使用したプロテイン商品のパッケージを導入する。		
取組 施策等	商品の包装に使用するラップの使用量を削減するとともに、使用したラップを緩衝材として再利用するなど、廃棄物の削減に努めている。今後は、アメリカなどでは実用化されている土に還る素材を使用したパッケージ商品を導入することで廃棄物の削減を行っていく。		
関連する SDGs	12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。		

5-2. KPI 非設定項目

特定活動	適切な賃金の支給		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
		PIの強化	社会
主な 取組等	物価上昇や人手不足などを背景に全国的に賃上げへの動きが広がっていることから適切な賃金の支給を検討しており、特に専門資格を持つ従業員への手当の支給などの取り組みを推進している。		
関連する SDGs	8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。		

特定活動	育児休暇、介護休暇の取得促進		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
		NIの低減	社会
主な 取組等	男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするための柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化などを目的に育児介護休業法が改正されるなど、柔軟な働き方を推進する		

	動きが広まりつつある。今後、育児、介護休暇の取得希望者には積極的に取得を推進していく。	
関連するSDGs	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定活動	高齢者雇用の促進 障がい者雇用の促進		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NIの低減	社会	年齢差別、その他の社会的弱者
主な取組等	定年を定めておらず、希望があれば 60 歳以上でも雇用を継続するなど高齢者雇用にも積極的に取り組んでいるほか、今後はシルバー人材の採用にも積極的に取り組んでいく。また、近隣の施設での袋詰め作業などを行っている障がい者を間接的に雇用しているほか、今後は自社での障がい者の直接雇用も検討しており、障がい者雇用にも力を入れていく。		
関連するSDGs	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

特定活動	電動フォークリフトの導入 環境に配慮した運送会社への輸送委託		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NIの低減	環境	気候の安定性、大気
主な取組等	GHG 排出量削減に向けた取り組みとして、ガソリンを動力とするフォークリフトから電動フォークリフトへ切り替えを実施しており、今後も電動フォークリフトへ順次切り替えを進めていく。また、輸送ルート効率化システムやハイブリッド車の導入、エコタイヤの装着など環境に配慮した取り組みを積極的に行っている運送会社に発注するなど間接的に環境に配慮した取組を実施している。		
関連するSDGs	11.6 2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。		

6. サステナビリティ管理体制

同社では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、本田社長が責任者となって日々の業務やその他活動を棚卸し、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGs の 17 のゴール・169 のターゲットとの関連性について検討を行った。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの実行後、返済期限までの間において、本田社長を中心に KPI の達成状況を定期的に確認・協議を行うなど、推進体制を構築し、各部署において実行していく。

責任者	代表取締役社長 本田 拓也
-----	---------------

7. モニタリング

本件で設定した KPI の進捗状況は、同社と三十三銀行の担当者が年に1回以上の会合を設けることで確認する。モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、三十三銀行は、同社に対して適切な助言・サポートを行い、KPI の達成を支援する。

8. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。同社は、上記評価の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、三十三銀行は年に1回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、三十三総研が、三十三銀行から委託を受けて作成したもので、三十三総研が三十三銀行に対して提出するものです。
2. 三十三総研は、依頼者である三十三銀行および三十三銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する同社から供与された情報と、三十三総研が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件問合せ先〉

株式会社三十三総研

調査部 研究員 古橋 健司

〒510-0087

三重県四日市市西新地 10 番 16 号

第二富士ビル4階

TEL:059-354-7102 FAX:059-351-7066